

プール学院大学短期大学部学生国際交流規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、プール学院大学短期大学部（以下「本学」という。）の学生で、プール学院大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第18条及び第29条第2項の規定により外国の大学又は短期大学（以下「外国の大学等」という。）の授業科目を履修しようとする者（以下「派遣学生」という。）の取り扱いについて、必要事項を定めることを目的とする。

(外国の大学等との協議)

第2条 学則第29条第2項の規定による本学と外国の大学等との協議は、次に掲げる事項について、あらかじめ地域・国際委員会の発議を受け学長が行うものとする。

- (1) 授業科目の範囲
- (2) 学生数
- (3) 単位の認定方法
- (4) 履修期間
- (5) その他の必要な事項

2 派遣学生の派遣の許可は、前項の協議の結果に基づき行うものとする。

第2章 派遣学生

(出願手続)

第3条 派遣学生として、外国の大学等の授業科目を履修しようとする者は、別に定める期間内に学長に願出しなければならない。

(派遣の許可)

第4条 前条の願出があった時は、学長はこれを許可する。

(外国の大学等における履修期間)

第5条 外国の大学等で履修する派遣学生の履修期間半年とする。

(在学年限の取扱い)

第6条 派遣学生としての履修機関は、本学の在学年限に含めるものとする。

(履修報告書等の提出)

第7条 派遣学生は、履修が終了したときは、帰国の日から1月以内に学長に履修報告及び当該外国の大学等の長の交付する学業成績証明書を提出しなければならない。

(単位の認定)

第8条 派遣学生が外国の大学等において修得した単位は、学業成績証明書に基づき学則第27条第2項の規定により、本学において修得したものと認定する。

(授業料)

第9条 派遣学生は、学則に定める授業料を納付するものとする。

(留学助成金)

第9条の2 派遣学生は、学則に定める各期授業料を上限として留学助成金を支給することができる。

2 留学助成金の支給手続きについては別に定める。

(履修許可の取消し)

第10条 学長は、派遣学生が次の各号の一に該当する場合は、当該外国の大学等の長と協議の上、履修の許可を取り消すことができる。

(1) 履修の見込みがないと認められるとき

(2) 派遣学生として、当該外国の規則等に違反し、又はその本分に反する行為があると認められるとき

(3) その他派遣の趣旨に反する行為があると認められるとき

2 学長は、前項の履修許可の取り消しを行おうとするときは、あらかじめ教授会の意見を聞くものとする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、常務理事会の承認により学長が行うものとする。

附 則

この規程は、2003（平成15）年4月1日より施行する。

2003（平成15）年10月1日改正施行する。

2005（平成16）年4月1日改正

2012（平成24）年4月1日改正

2015（平成27）年4月1日より改正施行する。